

令和5年第9回加賀市農業委員会定例総会

令和5年9月25日(月)

開会（午後1時41分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第9回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名全員の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を14日に水上委員、事務局職員の計2名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	皆さん、こんにちは。（あいさつ等）
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>13番 嶋崎委員、14番 平野委員を指名します。</p>
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第32号、</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番は、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は6aです。譲受人は野菜を主に農業を営んでおり、自宅に近い農地を取得するものです。この農地は町外の譲渡人が所有していますが、譲受人が既に耕作や管理をしていることから譲渡することにしましたものです。</p> <p>整理番号2番は、[]の譲受人が[]の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は168aです。譲受人は[]しており、以前より譲渡人から借り受けて耕作していたもので、今回取得することとなったものです。譲渡人はこの農地を所有していますが、譲受人が正式に[]を継承することとなり、譲渡することにしましたものです。</p> <p>以上、この案件は調査書の通り農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第32号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第33号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案 第33号 農用地利用集積計画（案）の</p>

<p>事務局（中島）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>決定について事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が1件で2筆、移転が1件の1筆で、面積の総合計が9,937㎡となる集積計画案です。2件ともいしかわ農業総合支援機構を經由し、使用貸借によるものです。</p> <p>以上この2件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第33号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>水上委員</p>	<p>次に、議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、水上委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。2番は既に砂利が</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>敷かれていました。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、田2筆、面積計304㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は実家近くの申請地を購入して、自己住宅を建設するものです。申請地は農地の拡がり10ha未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] にあり、畑、面積214㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため、住居連たんになり第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>（意見、質問なし）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

報告第 17 号 農地の賃借料情報の提供について

議長（中村会長）	次に、報告第 17 号 農地の賃借料情報の提供について、事務局から説明してください。
事務局（宮下）	（事務局説明）
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問等）
議長（中村会長）	なければ、終わります。

報告第 18 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について

議長（中村会長）	次に、報告第 18 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	なければ、その他事務連絡について事務局から報告してください。

事務連絡

事務局(宮下)	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（大家職務代理）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 5 年第 9 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後 2 時 16 分）